

# 監査 2017

東京都の監査のあらまし  
～ 平成28年実施結果 ～



東京都監査委員

Audit and Inspection Commissioners of  
the Tokyo Metropolitan Government



# 目次

## 平成28年の監査

1	東京都の監査と監査委員	……	1
2	監査の観点	……	1
3	監査実施状況	……	2

## 各種監査について

1	定例監査	……	4
2	工事監査	……	6
3	財政援助団体等監査	……	8
4	行政監査	……	10
5	決算審査等	……	12
6	住民監査請求に基づく監査	……	14
7	改善措置	……	16

## 監査Q&A

Q1～2	監査委員・事務局について	……	18
Q3～6	各種監査について	……	19
Q7～8	住民監査請求について	……	21
Q9	その他	……	21



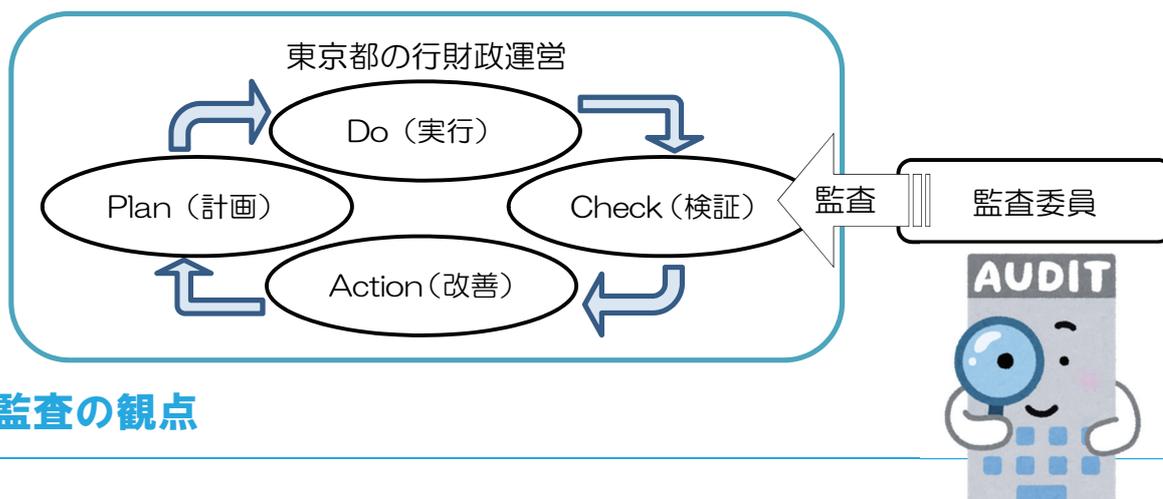
## 1 東京都の監査と監査委員

監査とは、東京都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法に基づいて、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員の「議員選任委員」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。東京都では、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員が選任されています。

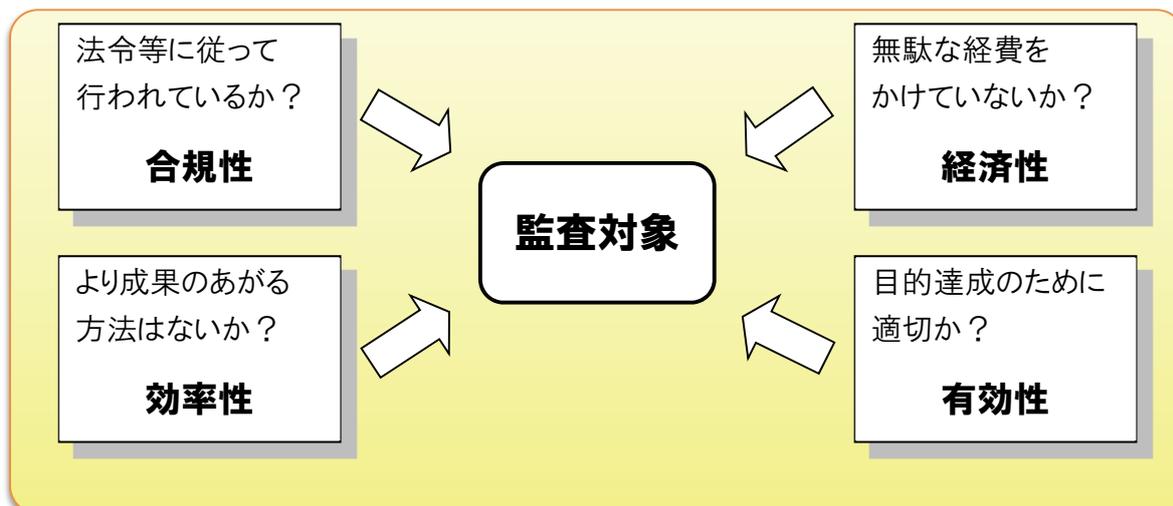
監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ウェブサイトなどで公表しています。

これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。



## 2 監査の観点

監査の実施及び報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、**合規性**、**経済性**、**効率性**、**有効性**の4つの観点から検証・評価を行っています。



3 監査実施状況

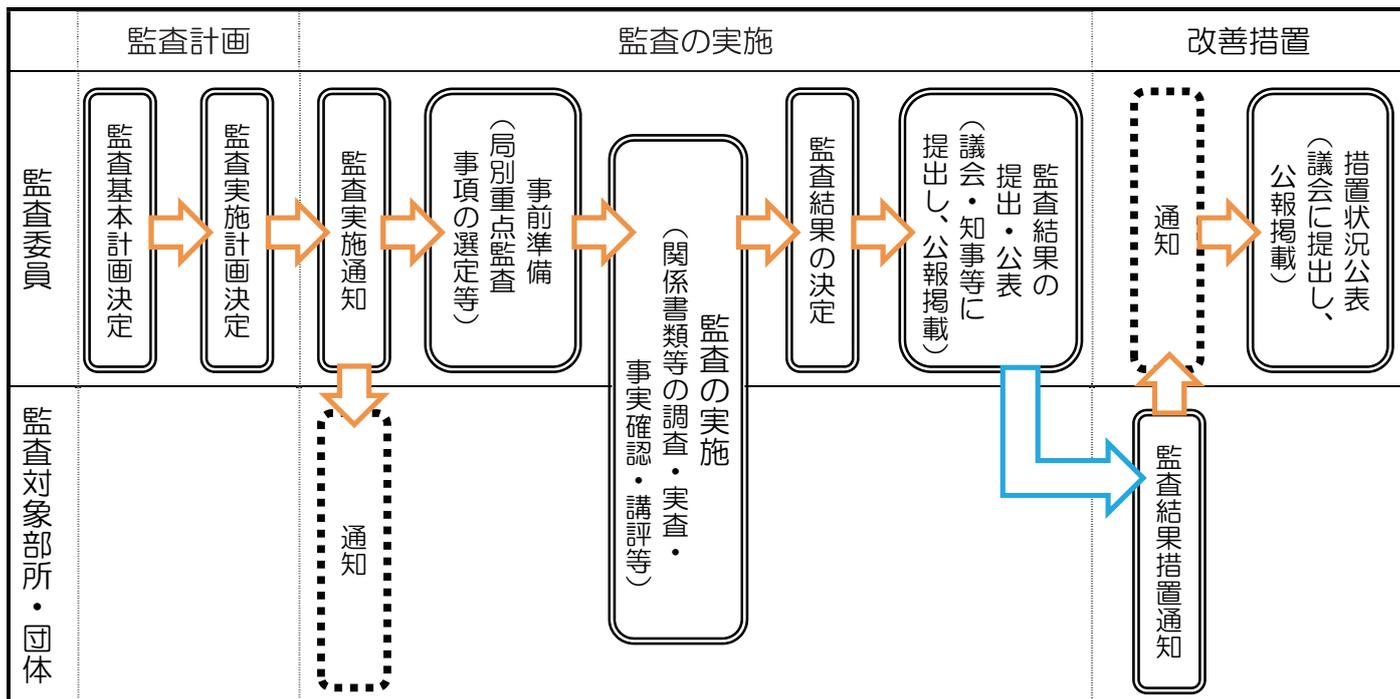
監査区分	概要	監査実施状況 (実施率)	監査結果	
			指摘	意見・ 要望
定例監査	都における事務や事業の全般を対象とした監査	本庁：137箇所（100%） 事業所：320箇所（43.0%）	112	4
工事監査	都が行っている工事等を対象に、技術面から行う監査	件数：1,684件（9.5%） 金額：約6,876億円（29.7%）	31	3
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等を交付している団体を対象に、財政援助の効果などについて行う監査	団体数：154団体（3.6%）	82	5
行政監査	特定の事務・事業を選定し行う監査 平成28年テーマ：「財務に関する事務の内部統制について」	会計管理局、財務局ほか 10局	—	7
決算審査	知事からの審査依頼に基づき、決算について行う審査	一般会計及び15特別会計 11公営企業会計	19	—
基金運用状況審査	知事からの審査依頼に基づき、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査	東京都区市町村振興基金 東京都用品調達基金	—	—
健全化判断比率・資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について行う審査	健全化判断比率 資金不足比率（12会計）	—	—
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が正しく行われているかについて行う検査	一般会計及び15特別会計 11公営企業会計	—	—
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして都民から監査請求がされたものについて行う監査	請求件数：29件	審査要件を備えた6件の監査を実施 うち1件勧告	
合計			244	19

指摘金額 約19億円

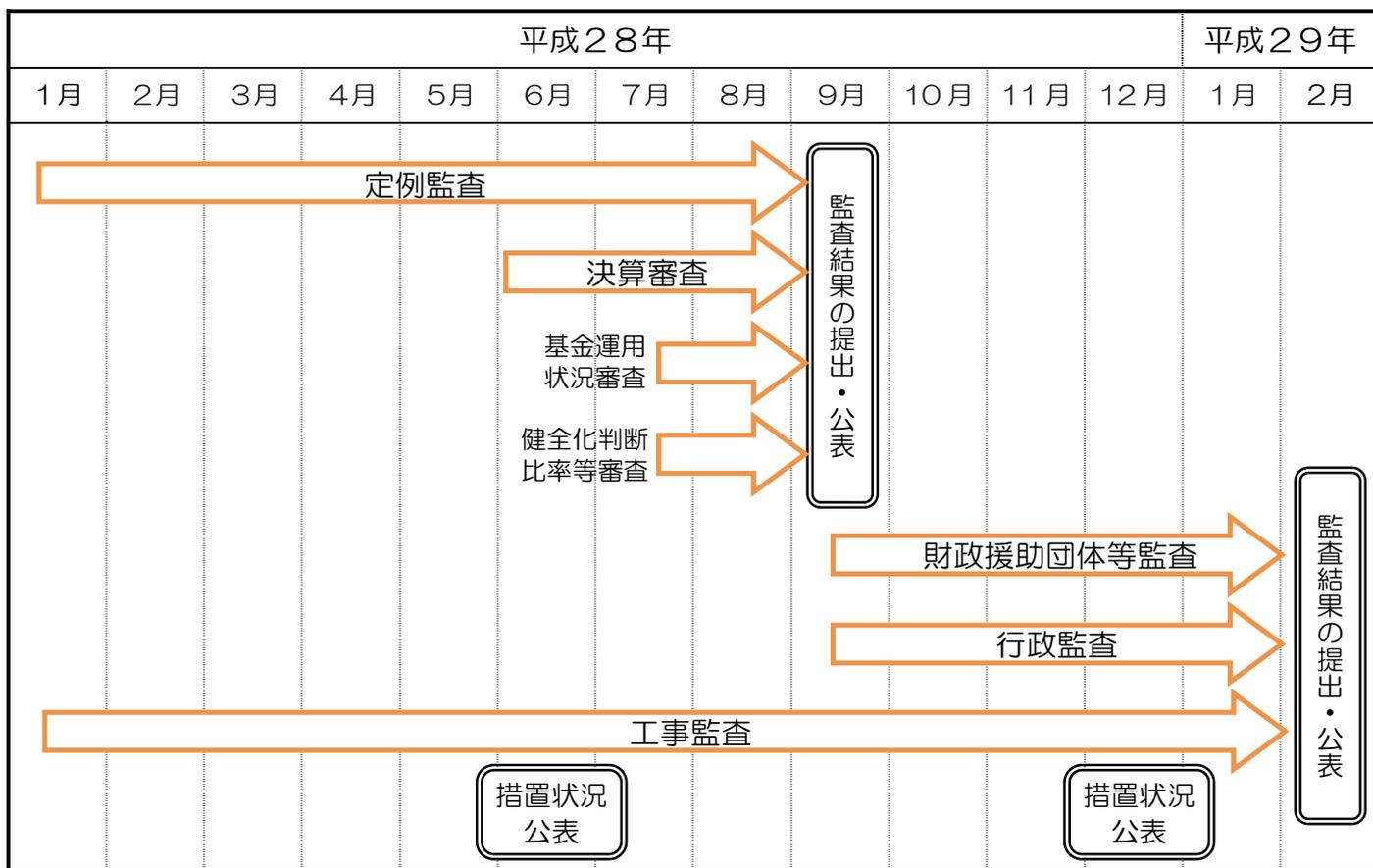
- ・ 定例監査 約5,598万円
- ・ 工事監査 約1億4,323万円
- ・ 財政援助団体等監査 約16億8,908万円



● 監査事務の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）



● 各監査の実施期間



- ・ 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表
- ・ 住民監査請求に基づく監査は都民からの請求に基づき、随時実施、公表

## 1 定例監査

平成28年は、平成27年度の事業執行分について監査を実施し、指摘事項112件、意見・要望事項4件を行いました。

指摘事項等116件を区分別に整理すると、表のとおりです。

項目	区分	件数	主な内容
歳入 (収入)	会計処理	10件	収納や精算の手続を適正に行うよう求めたもの
	債権管理	3件	滞納整理事務を適切に行うよう求めたもの
	都税	7件	土地の評価(用途認定)を適正に行うよう求めたもの
歳出 (支出)	契約	53件	契約仕様書の作成を適正に行うよう求めたもの 契約の履行確認を適正に行うよう求めたもの 契約を集約し競争性を確保するよう求めたもの
	会計処理	4件	資金前渡の処理を適正に行うよう求めたもの
財産	財産管理	3件	用地の使用許可を適正に行うよう求めたもの
	物品管理	5件	使用していない設備の取扱いを適切に行うよう求めたもの
その他	情報管理	22件	個人情報のデータ消去を適切に行うよう求めたもの 外部記録媒体(USBメモリ等)の使用・管理を適切に行うよう求めたもの
	システム	2件	情報セキュリティ監査を実施するよう求めたもの
	その他	7件	広報イベントの運営を適切に行うよう求めたもの
合計		116件	

監査を行うに当たっては、事前に契約案件一覧や予算執行状況などで対象局の事務事業全体の状況を把握したうえで、監査案件を抽出しています。

また、都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項やリスクの高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的な監査に努めています。

### 重点監査事項



平成28年は、以下の3項目から各局ごとに重点監査事項を選定しました。

- **個人情報管理**  
…マイナンバー制度の開始等を背景に個人情報を取り扱う事務・事業について収集・保管等が適正に行われているか検証し、8局に対し21件の指摘等を行いました。
- **事業実施部門の外部委託**  
…都の行政改革による事務・事業の外部委託化の推進を背景に、都民へのサービス水準が維持されているかなどについて検証しました。
- **業務の内部統制**  
…本庁など指導部門による事業所への指導・調整等の統制が適切に行われているか検証し、2局に対し3件の指摘を行いました。

## 主な指摘事項

### 授業料の収納、学校徴収金の精算が適切に行われていなかったもの【会計処理（歳入）】

- ・高等学校を退学した生徒の学校徴収金について、退学から期間が経過しているにもかかわらず適切な精算処理が行われていない
  - ・現金収納した授業料について、指定金融機関等への払込みを速やかに行っていないなどの事例が認められました。
- そこで、授業料の収納及び徴収金の精算を適切に行うよう求めました。

### 契約を分割発注していたことにより競争性が確保できていなかったもの【契約】

契約締結に当たっては入札が原則ですが、予定価格が一定額以下の場合、入札によらず随意契約によることが認められ、また、予定価格が30万円未満の随意契約では、複数ではなく単数の見積書徴取で差し支えないとされています。

しかし、複数の局で、同時期に同種の契約を別々に締結したため、契約を集約すれば入札や複数の見積書徴取など競争性が確保できた案件がありました。

そこで、契約事務を適切に行うよう求めました。



### エックス線撮影装置の適切な取扱いができていなかったもの【物品管理】

動物愛護センターの医務室に設置しているエックス線撮影装置について、平成22年度以降一度も使用されていないにもかかわらず、委託契約による漏えい線量測定を行っていました。

そこで、今後使用しない場合は廃棄するなど、適切な取扱いを求めました。

### 私物外部記録媒体の庁舎内への持込禁止を周知していなかったもの【情報管理】

病院経営本部では、個人情報等を組織的かつ安全に保存するため、各病院にファイルサーバを導入しましたが、私物外部記録媒体の持込禁止を周知していなかったため、持ち込まれていました。

そこで、持込禁止について各病院への指導及び周知の徹底を求めました。

### ◎ 東京都財務諸表について

東京都では、平成18年4月から複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新たな公会計制度を導入し、東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）を作成・公表しており、東京都監査委員は、定例監査の中でこれら財務諸表の監査を行っています。

平成27年度東京都財務諸表は、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。

## 2 工事監査

平成28年は、平成27年度に締結した100万円以上の工事を中心に監査を実施し、指摘事項31件、意見・要望事項3件を行いました。

指摘事項等34件を区分別に整理すると、表のとおりです。

区分	件数	主な内容	
設計	2件	選定基準に基づき適正に設計を行うよう求めたもの	
積算	単価設定	13件	システムを活用して単価設定を適正に行うよう求めたもの 適正な単価を用いて積算するよう求めたもの
	諸経費等	8件	適正な諸経費率を用いて積算するよう求めたもの
施工	8件	強度試験や安全対策について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの	
その他	3件	汚泥処理を適正に行うよう求めたもの	
合計	34件		

### 技術職員の専門性



工事監査は4職種（土木、建築、電気、機械）の技術職員が担当しています。それぞれの職種の専門性を活かし、各工事の計画、設計、積算、施工等の各段階において監査を実施しています。



工事監査の様子

監査を行うに当たっては、事前に対象局から100万円以上の工事調書の提供を受け、契約金額や落札率などに着目しながら、監査する工事案件を抽出しています。

### 重点監査事項

公共工事における品質確保には、適切な施工管理が必須です。しかし、

- ① 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備や東日本大震災の復興事業による工事の増加
- ② 都発注工事における契約不調の発生や工事経験が浅い若手職員の増加
- ③ 環境への配慮等の技術的な課題に対応するため、特殊工法及び新技術の採用が増加し、従来に増して高度な施工管理が必要

といった課題があることから、平成28年は「**施工管理**」を重点監査事項に設定し、公共工事の品質確保の観点から「施工管理は関係基準等に基づき適正に行われているか」などの着眼点で監査を行いました。

その結果、4局に対し7件の是正すべき事項が認められたため、改善を求めました。

主な指摘事項

のり面保護工の設計に適正な工法を選択していなかったもの【設計】

のり面（人工的な斜面）を保護するための工事において、砂質土など柔らかい土に用いる工法を採用していました。しかし、選定基準に基づき、本工事の土質を考慮し選定した場合、礫質土など硬い土に用いる工法を採用することが適正でした。  
そのため、適正な工法を採用して設計することを求めました。

覆工板開閉工の積算を適正に行っていなかったもの【積算（単価設定）】

雨水排水能力の増強を図るための工事で、覆工板（地盤を掘削する工事において、車両通行のため開口部を覆う板）の開閉に使用する機械としてトラッククレーンを選ぶべきでしたが、誤って割高なクレーン機能付バックホウ（掘削機械）を選んで積算したため、積算額が過大になっていました。  
そのため、適正に積算することを求めました。



適正な諸経費率で積算されていなかったもの【積算（諸経費等）】

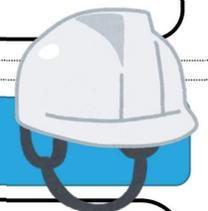
専門工事業者に直接工事を発注する場合は、一般的な建築工事より低減された諸経費率を用いると積算基準で定められています。しかし、防水工事を専門工事業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事の諸経費率を用いたため、積算額が過大になっていました。  
そのため、適正な諸経費率で積算するよう求めました。

埋戻し復旧後の強度試験が十分に行われていなかったもの【施工】

配水管工事において、道路等の埋戻し復旧後の強度試験は、締固めを行った各層ごとに行うものと工事標準仕様書で定められています。しかし、配水管小規模整備工事において、強度試験が各層ごとに行われておらず、埋戻し最上面のみで行われている事例が認められました。  
そのため、強度試験について受注者を適切に指導・監督するよう求めました。

掘削作業の安全対策が確実に行われていなかったもの【施工】

深さ1.5m以上の根切り（基礎や地下構造物を作るための掘削作業）工事を行う場合、崩落を防ぐ山留めを設ける必要があります。  
しかし、浄化槽の設置において、深さ2.67mの掘削作業が発生しているにもかかわらず、山留めが行われていませんでした。さらに、掘削面が一部崩落している状況の中で作業を行っていることも認められました。  
そのため、掘削作業の安全対策について受注者を適切に指導、監督するよう求めました。



### 3 財政援助団体等監査

平成28年は、団体及びその所管局の平成26年度及び平成27年度の事業を対象として監査を実施し、指摘事項82件、意見・要望事項5件を行いました。

● 財政援助団体等監査の対象団体及び主な検証内容

対象団体	検証内容
補助金等交付団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業は、目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか</li> <li>補助金等に係る会計経理等は、適切に行われているか</li> </ul>
出資団体 ※都が資本金等の4分の1以上を出資	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業は、出資目的に沿って適切かつ効果的に運営されているか</li> <li>団体の会計経理等は、適切に行われているか</li> </ul>
公の施設の指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか</li> <li>管理業務に係る会計経理等は、適切に行われているか</li> </ul>

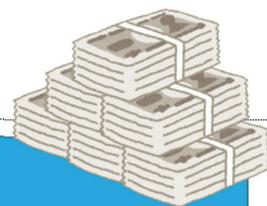


指摘事項等87件を区分別に整理すると、表のとおりです。

項目	区分	件数	主な内容
収入	会計処理	3件	使用料収入を適切に振り込むよう求めたもの
	債権管理	3件	未収金の債権管理を適正に行うよう求めたもの
支出	契約	33件	合理的な理由のない特命随意契約について、競争による契約に改めるよう求めたもの 修繕の契約手続を適正に行うよう求めたもの
	会計処理	6件	適正な科目で計上するよう求めたもの
	補助金等	28件	過大に交付した補助金等の返還を求めたもの 補助金交付要綱を見直すよう求めたもの
財産	財産管理	5件	公有財産台帳整備を適正に行うよう求めたもの
	物品管理	4件	非常食等の管理を適切に行うよう求めたもの
その他		5件	長期的な資金需要の把握を望むもの
技術（再掲）※		6件	施工条件の明示と契約変更を適切に行うよう求めたもの
合計		87件	

※ 平成28年は、事業の中で工事の件数・金額等が大きい2団体で事務職員と技術職員が連携し、技術面からの監査もあわせて行いました

## 主な指摘事項



### 補助金等が過大に交付されていたもの【補助金等】

学校法人や社会福祉法人に対して交付している補助金・分担金について、対象経費の誤りなどにより、合計約1,194万円が過大に交付されていました。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金等の返還を求めると同時に、所管局に対して交付事務のより一層の改善を求めました。

### 診療費について十分な徴収努力を行っていなかったもの【債権管理】

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターにおいて、未収となっている診療費本人負担分の債権管理について、督促状の発行や現地訪問調査などの十分な徴収努力を行わないまま回収不能として処分していました。

そこで、センターに対し適正な債権管理を行うよう求めました。



### 非常食等が適切に管理されていなかったもの【物品管理】

豊島病院において、使用期限が経過した災害時の非常食及び飲料水が廃棄されず保管されていました。また、応急用資器材が管理台帳の記載と異なる場所に保管されており、状況確認を速やかに行うことができませんでした。

そこで、病院に対し非常食や応急用資器材の管理を適切に行うよう求めました。

### 長期的な資金需要の把握が望まれるもの【その他】（意見・要望）

株式会社多摩ニュータウン開発センターは、保有建物について5か年の修繕計画は策定していますが、より長期の修繕計画は策定していないため、中長期的な経営判断に必要な、長期的な資金需要の規模が不明な状況となっています。

そこで、会社に長期修繕計画の策定による資金需要の把握を、所管局には策定した計画を吟味し必要な指導を行うことを望みました。

### 施工要件の明示と契約変更が適切に行われていなかったもの【契約】（技術面）

東京地下鉄株式会社において、車両基地内のモーターカー（架線不要の保守用車）庫新築工事の設計図書に施工要件が明示されておらず、車両基地内列車監視員の配置人数等が不明確になっていました。また、工事場所の状況から、監視員に替えてより安価な列車警備員を配置することとしましたが、契約変更手続を行っていませんでした。

そこで、会社に施工要件の明示と契約変更を適切に行うよう求めました。

## 4 行政監査（テーマ：財務に関する事務の内部統制について）

民間企業において会社法等により内部統制制度が導入される中、地方公共団体においても、第31次地方制度調査会答申を受けて、地方公共団体の内部統制制度の導入に向け地方自治法等の改正案が国会に提出され（平成29年3月）、準備が進められています。

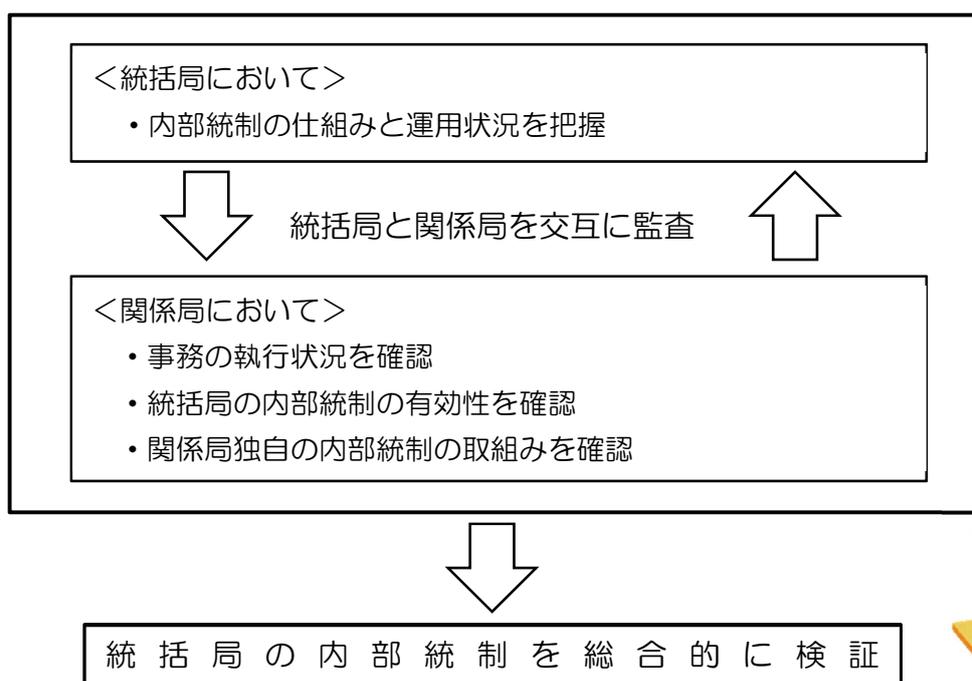
こうした状況を踏まえ、平成28年行政監査は、都における内部統制の仕組み及び運用の現状を把握・確認し、適正な事務の執行の観点からその有効性と課題を検証することを目的として、「財務に関する事務の内部統制」をテーマに実施しました。

監査は、財務に関する「会計」、「物品管理」、「公有財産」、「契約」の4事務について、各事務を指導・統括する統括局（会計管理局・財務局）と当該事務を執行している関係局10局を対象に実施しました。

監査の着眼点と監査手法は、以下のとおりです。

監査の着眼点	
ア	統括局と各局の権限と責任は、明確になっているか
イ	統括局による統制の仕組みは、想定されるリスクに適切に対応して整備・運用され、継続的に評価・改善されているか
ウ	必要な情報が適切に把握・整理され、各局担当者の実務的な知識として活用されるように周知されているか
エ	事務の効率化やリスクの対応などにITが活用されているか

### 【監査手法】



監査の結果、現状の法令規則等に基づいて、統括局において適正な事務の確保に取り組んでいると認められましたが、更なる改善が望まれる点として、意見・要望事項7件を行いました。各意見・要望事項を整理すると、表のとおりです。

番 号	対象事務	着眼点	件 名	所管局
意見要望1	会計	イ	審査における支出負担行為の確認について	会計管理局
意見要望2	会計	イ	特別出納員制度の運用実態の把握・検証と業務への反映について	会計管理局
意見要望3	会計	イ	問合せ・相談・協議に対する回答・指導内容の記録、継承について	会計管理局
意見要望4	会計	イ	会計管理者協議の承認内容に係るフォロー及び情報管理について	会計管理局
意見要望5	公有財産	イ ウ	無体財産権の管理について	財務局
意見要望6	公有財産	イ ウ	出えん金の管理について	財務局
意見要望7	契約	ウ	業務委託契約及び企画提案方式の履行管理について	財務局

### 主な意見・要望



#### 運用実態の把握・検証と業務への反映が望まれるもの【意見要望2】

各局の特別出納員は、会計管理者から委任を受けて100万円未満の支出命令書等の審査などを行っています。

この特別出納員制度については、発足から長期間経過したにもかかわらず、社会経済情勢、都の組織や業務内容の変化を踏まえた制度の検証が行われていない、任免通知の通知状況及び通知内容の確認等が十分に行われていない、支出命令書等の返付状況が十分に把握されていないといった状況が認められました。

そこで、制度の運用実態の把握・検証と業務への反映について検討することを望みました。

#### 各局の契約履行管理に対する支援の充実が望まれるもの【意見要望7】

各局で行われている契約にかかる履行管理について、業務委託契約で受注者から提出させるべき書面が不足している事例や、企画提案方式の契約で提案された企画書をそのまま採用し、履行完了の確認に必要な項目を明らかにしていない事例などが認められました。

そこで、業務委託契約及び企画提案方式の事務に関する質の向上に向けて、各局等の履行管理に対する支援のさらなる充実について検討することを望みました。

## 5 決算審査等

知事からの審査依頼に基づき、決算等についての審査も行っています。  
また、地方自治法に基づき毎月1回、都の現金の出納についての検査を行っています。



### 1 決算審査

#### ○ 各会計歳入歳出決算審査

**審査の目的**▶ 決算の数値が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

**審査の対象**▶ 平成27年度東京都一般会計及び15の特別会計

**審査の結果**▶

- ・決算計数は誤りのないことが認められました。
- ・会計処理の一部、「財産に関する調書」の一部に誤りが認められました。

#### ● 「財産に関する調書」の誤り

財産種別	登載状況	件数等
土地	過大登載	3,529.47m <sup>2</sup>
物権	過大登載	3,849.95m <sup>2</sup>
無体財産権	過大登載	2件
出資による権利	過大登載	470,381,329円
	登載漏れ	42,269,546円
物品	過大登載	11点
債権	過大計上	13,550,115円
	計上漏れ	64,368,528円

#### ○ 公営企業各会計決算審査

**審査の目的**▶ 決算の数値が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

**審査の対象**▶ 平成27年度東京都公営企業各会計（11会計）

**審査の結果**▶ 審査に付された決算諸表は、固定資産の計上誤り1件を除き、審査した限りにおいて各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。

## 2 基金運用状況審査

**審査の目的** 定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

**審査の対象** 東京都区市町村振興基金、東京都用品調達基金

**審査の結果** 計数に誤りのないことが認められました。



## 3 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

**審査の目的** 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

**審査の対象** 平成27年度健全化判断比率、平成27年度資金不足比率（12会計）

**審査の結果** 各比率は以下のとおりとなり、算定に誤りのないものと認められました。

### ○健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	— (赤字なし)	— (赤字なし)	1.3%	32.1%
早期健全化基準	5.54%	10.54%	25.0%	400.0%

### ○資金不足比率

	資金不足比率 (12会計とも)
算定結果	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0%

※ 早期健全化基準・経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。

算定結果の値がこの基準値以上の場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められます。

## 4 例月出納検査

**検査の目的** 毎月1回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管が正しく行われているかについて検査しました。

**検査の対象** 東京都一般会計及び15の特別会計、東京都公営企業各会計（11会計）  
※平成27年12月分から平成28年11月分

**検査の結果** 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も正しく行われていると認められました。



## 6 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、都民からの請求に基づいて、監査委員が監査を行う制度も定めています。それが住民監査請求です。

### 1 制度について

都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、損害を補填するために必要な措置を請求できる制度です。

#### 対象

都の財務会計上の行為

具体的には、以下のとおりです。

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

#### 請求期間

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。
- ⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

住民監査請求の対象となる行為や請求できる期間などは、地方自治法で定められています。

#### 【主な要件】

- 都の財務会計上の行為であるか
- 請求期間内の請求か
- 請求人が東京都内に住所を有しているか
- など

#### 監査結果

監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

### 2 平成28年の監査結果

#### 請求件数

29件

#### 監査実施件数

6件（審査要件を備えているもの）

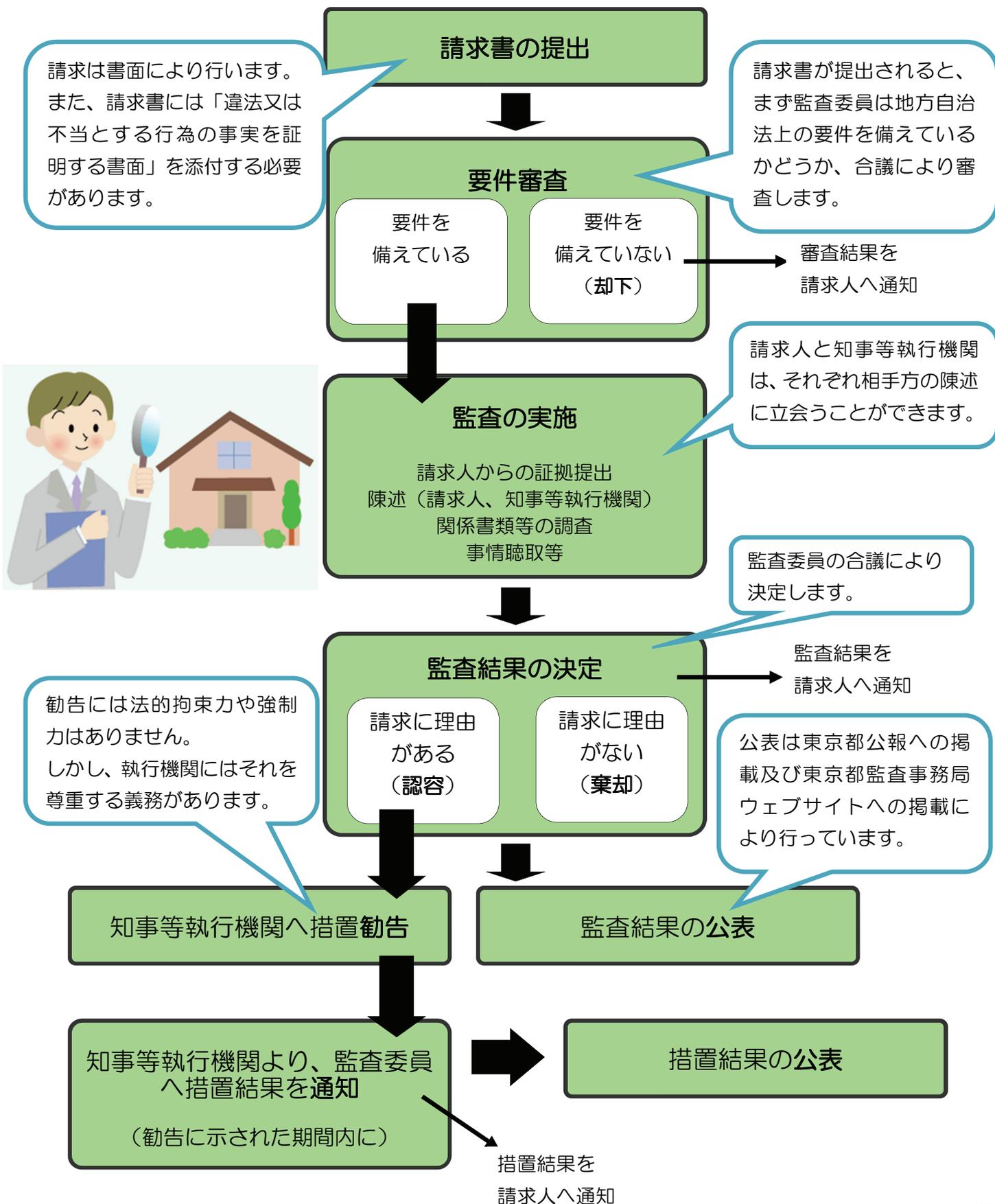
#### 勧告件数

1件

知事専用車の使用を違法・不当とし、その使用に要した経費の返還を求めた請求1件について、13年ぶりとなる請求認容・勧告を行いました

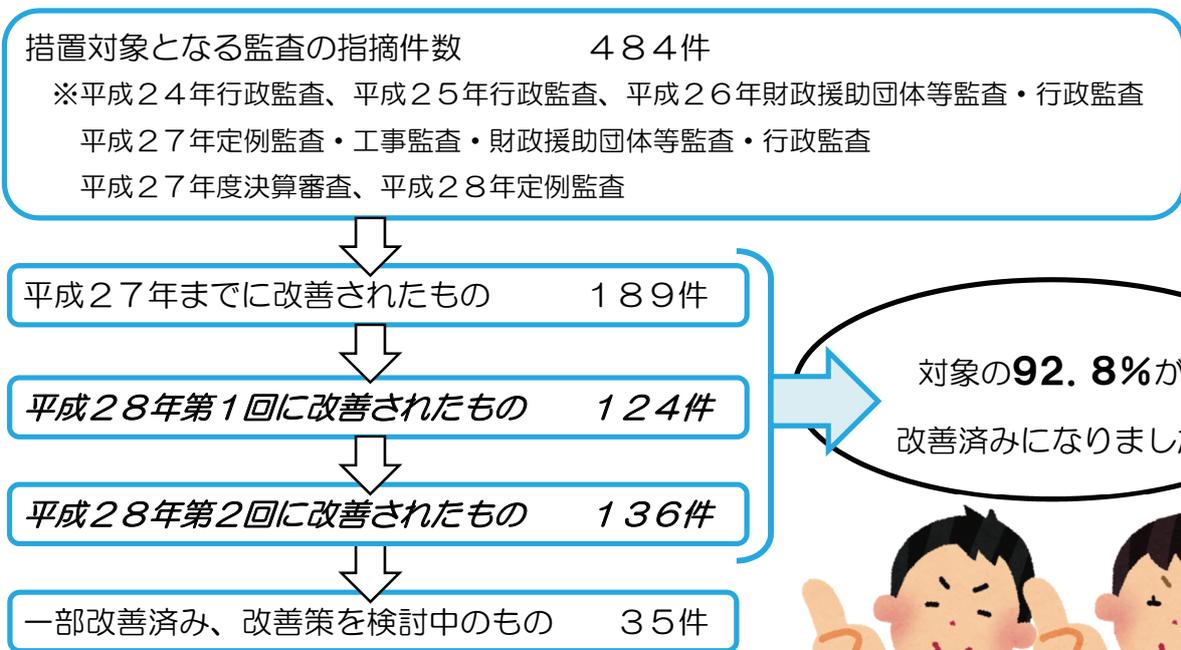


■ 住民監査請求の主な事務の流れ



## 7 改善措置

東京都では、監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づいて知事等が講じた改善措置について、6月と12月の年2回公表し、フォローアップに努めています。



● 措置の主な内容

措置区分		第1回	第2回	主な内容
是正・改善措置	返還・戻入等	18件	13件	過大交付した補助金等が返還されたもの 都税等の債権を追加徴収したもの
	土地・建物等 資産管理	9件	5件	土地・建物等の管理状況を改善したもの 建物・設備・物品等を修理・交換したもの
	会計処理	2件	19件	決算関係書類等の誤りを修正したもの
	事務処理等	26件	33件	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的にしたもの
再発防止の取組	要綱等の 制定・改正	15件	5件	要綱・基準等を新たに制定・改正したもの 事務処理のマニュアル等を作成したもの
	契約・仕様等 の見直し	19件	18件	同一・類似の契約等の方法を改めたもの 仕様書等への記載事項を見直したもの
	ルール・体制 の構築	28件	11件	事務処理ルールを改善・構築したもの プロジェクトチーム等を設置したもの
	研修等の実施	7件	32件	関係職員を対象に研修を実施したもの 再発防止策を周知徹底したもの
合計		124件	136件	

主な改善事例

過大な契約代金を契約変更により減額したもの 【平成27年工事監査 返還・戻入等】

【指摘】公園整備工事における公園灯用ハンドホールの積算について、もともと施工単価に含まれるハンドホール蓋の材料費を重複計上したため、積算額が過大となっていました。

【措置】指摘を受けた港湾局では、過大積算分について契約変更を行い、減額是正しました。また、今後の積算時にチェックを行うよう事例集に本件を追記するとともに、局内に周知徹底をしました。

デジタル化した資料を閲覧できるようにし、インターネットで公開したもの

【平成27年定例監査 事務処理等】

【指摘】中央図書館は、平成21年度以降デジタル化してきた資料のうち、高解像度の保存用データを館内で閲覧できるようにしておらず、原資料の劣化・損傷防止に活用していませんでした。また、より解像度が低い公開用データをインターネットで公開している「東京アーカイブ」でも、一部の公開用データを公開していませんでした。

【措置】指摘を受けた教育庁では、平成28年3月に館内パソコンですべての保存用データを閲覧できるようにするとともに、平成28年9月に著作権の関係で公開できないものを除くすべての公開用データを「東京アーカイブ」で公開しました。

料金機故障時等における具体的な事務手続を新たに定めたもの

【平成27年定例監査 要綱等の制定・改正】

【指摘】バス事業において、料金機の故障により取り出した現金の取扱いや料金機修理等における車両整備日報への記載事項、つり銭準備金の取扱いに関する具体的な定めがないため、各自動車営業所で事務手続が異なっているなどの事例が認められました。

【措置】指摘を受けた交通局では、車両保守における要領「整備管理マニュアル」の改正PT（プロジェクトチーム）を立ち上げ、平成28年2月に現金取扱い時の遵守事項等を定めた改訂「整備管理マニュアル」を施行しました。以後はこれに基づき、各営業所で事務処理を行っています。



## Q 1 東京都の監査委員の構成はどうなっていますか？

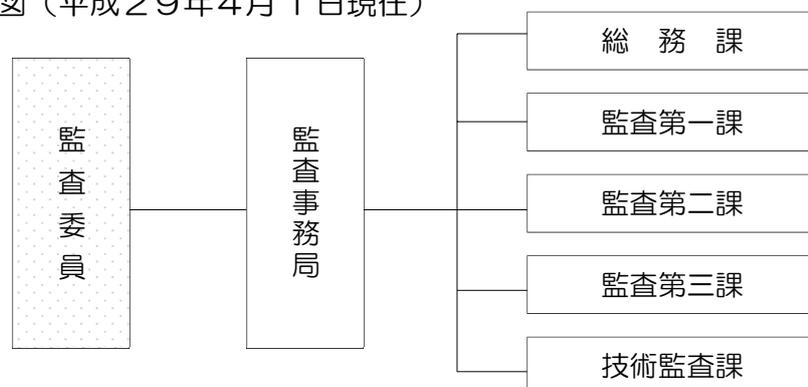
- 都の監査委員は、東京都監査委員条例に基づき、識見選任委員が3名、議員選任委員が2名の計5名で構成されています。平成29年4月1日現在の構成は、以下のとおりです。
- 監査委員は独任制の機関です。これは、それぞれの監査委員が独立して職権を行使する、ということの意味します。

氏名	区分	就任年月日	任期
鈴木 晶雅 (すずき あきまさ)	議員選任委員 (非常勤)	平成28年10月14日	議員の任期
藤井 一 (ふじい はじめ)	議員選任委員 (非常勤)	平成28年10月14日	議員の任期
友渕 宗治 (ともぶち むねはる)	識見選任委員 (代表監査委員・常勤)	平成23年12月21日 (平成27年12月21日再任)	4年
岩田 喜美枝 (いわた きみえ)	識見選任委員 (非常勤)	平成27年10月15日	4年
松本 正一郎 (まつもと まさいちろう)	識見選任委員 (非常勤)	平成28年7月7日	4年

## Q 2 監査事務局の組織はどのようなものですか？

- 東京都では、監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が実地監査を行っています。
- 監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。
- 監査事務局には、各局で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、土木や建築、機械、電気といった技術職もいます。また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

### ■ 組織図 (平成29年4月1日現在)



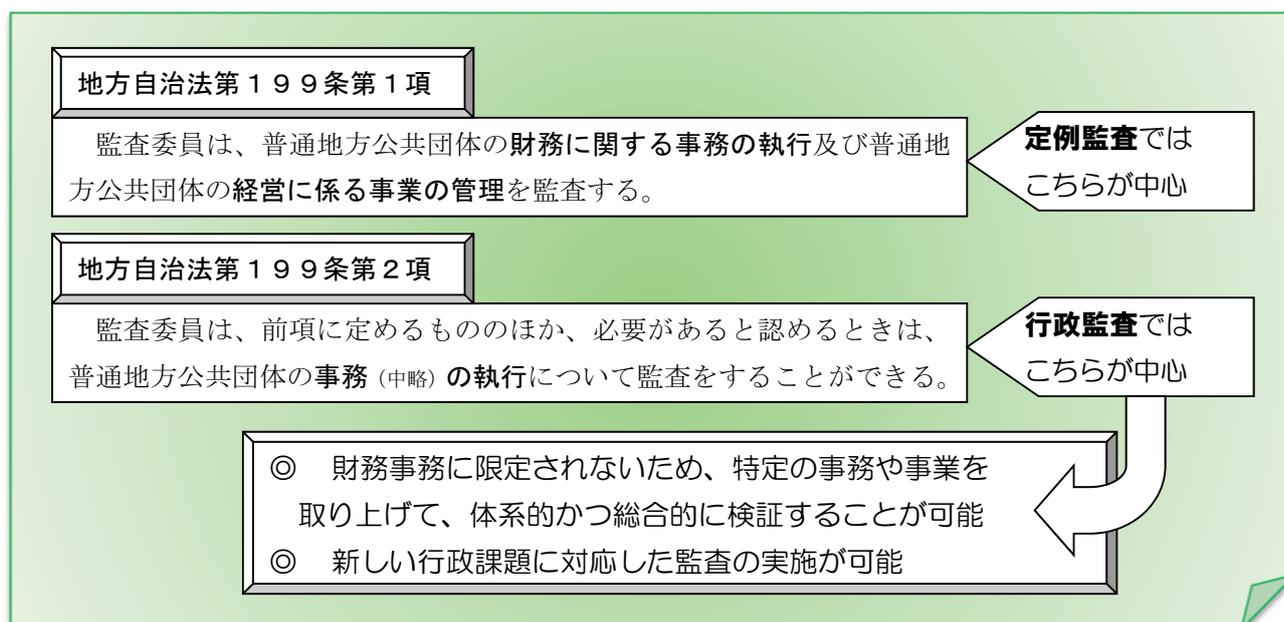
**Q 3 監査はどのように進めているのですか？**

- 「監査基本計画」により、1年間の監査の基本方針を定めます。
- 基本計画に基づき、監査種別ごとの「監査実施計画」を策定した上で、都の各局等に対し、**実地監査**を行います。
- 監査の結果については、監査委員による**審議**を経た後、報告書として取りまとめ、**公表**しています。
- 指摘を受けた部局が改善を行います。改善した内容についても公表が行われます。

- \* 監査基本計画 … 1年間に実施する監査全体について、基本方針、実施時期を定めたもの
- \* 監査実施計画 … 監査種別ごとに、監査対象、実施日程などを定めたもの
- \* 監査結果の公表 … 議会・知事等に提出し、東京都公報・監査事務局ウェブサイトに掲載

**Q 4 定例監査と行政監査はどう違うのですか？**

- 監査委員が行う「定例監査」と「行政監査」は、都の各局が行う事務・事業を対象としている点で共通していますが、監査の目的や検証方法に違いがあります。
- **定例監査は全局を対象に毎年必ず行う監査**としており、収入・支出・契約など、財務に関する事務全般にわたって**広く行う監査**としています。一方、**行政監査は、対象を特定のテーマや局に限定して実施する**もので、選定したテーマに特化した視点から深く掘り下げたり、各局横断的に検証する監査としています。



**Q 5 過去の行政監査のテーマにはどのようなものがありましたか？**

- 平成28年より前の、過去5年の行政監査のテーマと対象局は、以下のとおりです。
  - 平成27年：「庁舎及び都民利用施設における都民サービス」（総務局ほか11局8団体）
  - 平成26年：「債権管理について」（財務局ほか5局）
  - 平成25年：「東京都における災害対策」（総務局ほか8局）
  - 平成24年：「土地及び建物の運用・管理について」（財務局ほか14局）
  - 平成23年：東日本大震災の影響により、未実施
- テーマ選定にあたっては、社会経済状況や都政の重要課題、行政事務のリスクなどを考慮し、時宜にかなったテーマを選定します。

**Q 6 監査の効果は何ですか？**

- 監査委員は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう、適正・適切でないことを発見し、指摘します。その後、指摘を受けた部局が是正・改善措置を講じることで、**監査による改善効果**が発揮されます。
- 監査にかける人数や日数は限られているため、不適正な事態を全て発見し、改善させることはできませんが、監査結果を基に**業務の検証を促す効果**などの間接的な効果や、監査を意識することで**不適正な事務を抑止する効果**も含めると、監査の効果として以下のようなものが挙げられます。

● 監査の効果

**◎是正・改善**

指摘を受けた部局は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

**◎再発防止**

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

**◎他部所への波及効果**

指摘された以外の部局においても、類似の事務を行っている場合、指摘を参考に事務改善が図られます。

**◎将来への波及効果**

過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

**◎牽制による抑止**

日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

**◎予算への反映**

都の予算編成の一環として監査結果を活用した事業評価の取組が行われるなど、業務改善を促す効果があります。

**Q 7 住民監査請求の要件は何ですか？**

- 住民監査請求の要件には、形式的要件と実質的要件があります。

**<形式的要件>**

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、**都の住民**であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

**<実質的要件>**

- ① 都の**財務会計上の行為**であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、**損害又はそのおそれ**があること

**Q 8 住民監査請求の結果に不服がある場合はどうすればよいですか？**

- 監査結果に不服がある場合には、裁判所に対して**住民訴訟**を提起することができます。監査結果が棄却や却下となった場合だけでなく、認容となり勧告が出た場合、勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合も可能です。
- また、監査委員が請求から**60日以内**に監査又は勧告を行わないとき、勧告に示された期間内に執行機関が必要な措置を講じないときも住民訴訟が可能です。

**Q 9 監査委員監査とは別に、外部監査があるそうですが、どういうものですか？**

- 地方公共団体の監査には、**監査委員が行う監査**のほかに、**外部監査人が行う外部監査**があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を生かして実施するものです。  
(地方自治法第252条の27)
- 外部監査には、外部監査人が任意にテーマを選定して毎年実施する「包括外部監査」と、住民監査請求等に基づいて、請求事案について実施する「個別外部監査」とがあります。
- 専門性を生かしてテーマを特定して実施する外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員の監査とがそれぞれの役割を発揮し、行政に対するチェック機能を果たしています。
- 包括外部監査に関する事務については、東京都では**総務局**が担当しています。

## 監査の結果をご覧になりたい方へ

監査の結果は、報告書を作成して公表しています。

報告書の冊子は都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）などでご覧になれます。

また、監査事務局ウェブサイトでも各種監査報告書や監査の結果に基づいて知事等が講じた改善措置等の全文（PDFファイル）を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>



監査事務局ウェブサイト

監査事務局では、ツイッター（Twitter）でも、報道発表資料・ウェブサイト掲載情報などを、随時配信しています。

東京都監査事務局公式アカウント @tocho\_kansa



### お問い合わせは・・・

東京都 監査事務局 総務課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 北塔41階

#### 【監査一般、局ウェブサイトに関すること】

総務課 企画担当 電話 03（5320）7017 〈直通〉

FAX 03（5388）1765

#### 【住民監査請求に関すること】

総務課 調査担当 電話 03（5320）7015 〈直通〉

FAX 03（5388）1765